

構成資産/構成要素及び緩衝地帯に適用される法令の許可等の概要

●表1 構成資産及び構成要素に適用される法令の許可等の概要

法令名	制度名/対象区域名/ 文化財種類	許可等の 所管	許可等を 要する行為等	罰則規定	
文化財 保護法	重要文化財	文化庁長官の 許可又は同意 (文化庁長官 の許可の権限 に属する事務 の一部につい ては、県又は 市町村の教育 委員会に委譲 されている。)	現状変更及び保存に影響を及ぼす行 為(以下、表中においては「現状変更 等」という。)等をしようとする場合には、 許可又は同意が必要となる。	懲役若し しくは禁錮 又は罰金 若しくは 科料	
	特別名勝				
	特別天然記念物				
	史跡				
	名勝				
天然記念物					
自然 公園法	国立公園特別 地域	特別保護地 区	環境大臣の許 可又は協議	工作物の新築・改築・増築、木竹の伐 採、鉱物の採掘、土石の採取、河川・湖 沼等の水位・水量の増減、環境大臣が 指定する湖沼等への汚水等の排出、広 告物の設置、水面の埋立・干拓、土地 の形状変更、工作物等の色彩変更、環 境大臣が指定する区域への立ち入り、 木竹の損傷、木竹の植栽、動物を放つ こと、屋外における物の集積・貯蔵、火 入れ・たき火、木竹以外の植物の採取・ 損傷等、木竹以外の植物の植栽・植物 の種子まき、動物の捕獲・殺傷等、道路 等以外での車馬・動力船の使用、航空 機の着陸を行う場合には、許可又は協 議が必要となる。	懲役又は 罰金
		第1種特別 地域	環境大臣又は 県知事の許可 又は協議	工作物の新築・改築・増築、木竹の伐 採、環境大臣が指定する区域内での木 竹の損傷、鉱物の採掘、土石の採取、 河川・湖沼等の水位・水量の増減、環 境大臣が指定する湖沼等への汚水等	懲役又は 罰金

●表1 構成資産及び構成要素に適用される法令の許可等の概要

法令名	制度名/対象区域名/ 文化財種類	許可等の 所管	許可等を 要する行為等	罰則規定
	第2種特別 地域		の排出、広告物の設置、環境大臣が指定する物の集積・貯蔵、水面の埋立・干拓、土地の形状変更、環境大臣が指定する植物等の採取・損傷、環境大臣が指定する植物の植栽・種子まき、環境大臣が指定する動物の捕獲・殺傷等、環境大臣が指定する動物を放つこと、工作物等の色彩変更、環境大臣が指定する区域への立ち入り、環境大臣が指定する区域での車馬・動力船の使用、航空機の着陸を行う場合には、許可又は協議が必要となる。	
	第3種特別 地域			
国有林野 の管理経 営に関する法律	国有林野	農林水産大臣が定める管理経営基本計画及び森林管理局長が定める地域管理経営計画により、国有林野の管理経営の基本方針や主要事業の実施に関する事項等を定めている。 地域管理経営計画には、伐採総量・更新総量・保育総量・林道の開設及び改良の総量を定め、国土保全・自然環境の保全等の公益的機能の発揮を重視した適切な森林の管理経営を実施する。	—	

●表2 緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可等の概要

法令・ 制度等名称	制度名/ 対象区域名/ 文化財種類	許可等の 所管	許可等を 要する行為等	罰則 規定
文化財保護法	特別名勝	文化庁長官の許可又は同意（文化庁長官の許可の権限に属する事務の一部については、県又は市町村の教育委員会に委譲されている。）	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、表中においては「現状変更等」という。）をしようとする場合には、許可又は同意が必要となる。	懲役若しくは禁錮又は罰金若しくは科料
	特別天然記念物			
	史跡			
	名勝			
	天然記念物			

●表2 緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可等の概要

法令・ 制度等名称	制度名/ 対象区域名/ 文化財種類		許可等の 所管	許可等を 要する行為等	罰則 規定
自然 公園法	国立公園 特別地域	特別保護 地区	環境大臣の許可又は 協議	工作物の新築・改築・増築、 木竹の伐採、鉱物の採掘、土 石の採取、河川・湖沼等の水 位・水量の増減、環境大臣が 指定する湖沼等への汚水等 の排出、広告物の設置、水面 の埋立・干拓、土地の形状変 更、工作物等の色彩変更、環 境大臣が指定する区域への 立ち入り、木竹の損傷、木竹 の植栽、動物を放つこと、屋 外における物の集積・貯蔵、 火入れ・たき火、木竹以外の 植物の採取・損傷等、木竹以 外の植物の植栽・植物の種子 まき、動物の捕獲・殺傷等、道 路等以外での車馬・動力船の 使用、航空機の着陸を行う場 合には、許可又は協議が必要 となる。	懲役又 は罰金
		第1種 特別地域	環境大臣又は県知事 の許可又は協議	工作物の新築・改築・増築、 木竹の伐採、環境大臣が指 定する区域内での木竹の損 傷、鉱物の採掘、土石の採 取、河川・湖沼等の水位・水 量の増減、環境大臣が指定 する湖沼等への汚水等の排 出、広告物の設置、環境大臣 が指定する物の集積・貯蔵、	
		第2種 特別地域			

●表2 緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可等の概要

法令・ 制度等名称	制度名/ 対象区域名/ 文化財種類		許可等の 所管	許可等を 要する行為等	罰則 規定
		第3種 特別地域		水面の埋立・干拓、土地の形状変更、環境大臣が指定する植物等の採取・損傷、環境大臣が指定する植物の植栽・種子まき、環境大臣が指定する動物の捕獲・殺傷等、環境大臣が指定する動物を放つこと、工作物等の色彩変更、環境大臣が指定する区域への立ち入り、環境大臣が指定する区域での車馬・動力船の使用、航空機の着陸を行う場合には、許可又は協議が必要となる。	
	国立公園普通地域		環境大臣又は県知事への届出又は協議	基準を超える工作物の新築・改築・増築、特別地域内の河川・湖沼等の水位・水量に増減を及ぼさせること、広告物の設置、水面の埋立・干拓、鉱物の掘採、土石の採取、土地の形状変更を行う場合には、届出又は協議が必要となる。	罰金
国有林野の管理 経営に関する法律	国有林野		農林水産大臣が定める管理経営基本計画及び森林管理局長が定める地域管理経営計画により、国有林野の管理経営の基本方針や主要事業の実施に関する事項等を定めている。 地域管理経営計画には、伐採総量・更新総量・保育総量・林道の開設及び改良の総量を定め、国土保全・自然環境の保全等の公益的機能の発揮を重視した適切な森林の管理経営を実施する。		—
景観法(富士吉田市景観計画・景観条例)	里地里山・富士山麓景観形成地域		富士吉田市長への届出	建築物及びその他の工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとな	懲役又は罰金

●表2 緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可等の概要

法令・制度等名称	制度名/ 対象区域名/ 文化財種類	許可等の 所管	許可等を 要する行為等	罰則 規定
	市街地・田園集 落景観形成地域		る修繕若しくは模様替又は色 彩の変更、木竹の伐採、屋外 におけるものの集積又は貯 蔵、特定工作物及び運動・レ ジャー施設に関わる開発行 為、宅地の造成等、土石類の 採取等を行う場合には、届出 が必要となる。	
景観法(身延町景 観計画・景観条 例)	一般地区	身延町長への届出		
景観法(西桂町景 観計画・景観条 例)	西桂町全域	西桂町長への届出		
景観法(忍野村景 観計画・景観条 例)	景観形成重点 地区	忍野村長への届出		
景観法(山中湖村 景観計画・景観条 例)	景観形成重点 地区	山中湖村長への届出		
	一般区域			
景観法(鳴沢村景 観計画・景観条 例)	暮らし・リゾート 景観形成地域	鳴沢村長への届出		
	山岳景観形成地 域			
景観法(富士河口 湖町景観計画・景 観条例)	景観計画区域	富士河口湖町長への 届出		
景観法(富士宮市 景観計画・富士山 景観条例)	富士山等景観 保全地域	富士宮市長への届出		
	富士山等眺望 保全地域			
景観法(富士市景 観計画・景観条 例)	富士市全域	富士市長への届出		
景観法(御殿場市 景観計画・総合景 観条例)	御殿場市全域	御殿場市長への届出		
景観法(裾野市景 観計画・景観条 例)	裾野市全域	裾野市長への届出		

●表2 緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可等の概要

法令・ 制度等名称	制度名/ 対象区域名/ 文化財種類	許可等の 所管	許可等を 要する行為等	罰則 規定
景観法(小山町景 観計画・景観条 例)	小山町全域	小山町長への届出		
景観法(静岡市景 観計画・景観条 例)	景観計画重点地 区 一般地区(静岡 市全域)	静岡市長への届出		
屋外広告物法(山 梨県屋外広告物 条例)	山梨県全域(忍 野村、富士河口 湖町は事務移 譲)	山梨県知事の許可(忍 野村、富士河口湖町に ついては、権限に属す る事務について移譲さ れている)	条例で定める許可地域にお いて屋外広告物を設置す る場合には、許可が必要にな る。	罰金
屋外広告物法(静 岡県屋外広告物 条例)	静岡市、富士宮 市、富士市、御 殿場市、裾野市 を除く静岡県全 域	静岡県知事の許可	条例で定める許可地域にお いて屋外広告物を設置す る場合には、許可が必要にな る。	罰金
屋外広告物法(静 岡市屋外広告物 条例)	静岡市全域	静岡市長の許可	条例で定める許可地域にお いて屋外広告物を設置す る場合には、許可が必要にな る。	罰金
屋外広告物法(富 士宮市屋外広告 物条例)	富士宮市全域	富士宮市長の許可	条例で定める許可地域にお いて屋外広告物を設置す る場合には、許可が必要にな る。	罰金
屋外広告物法(富 士市屋外広告物 条例)	富士市全域	富士市長の許可	条例で定める許可地域にお いて屋外広告物を設置す る場合には、許可が必要にな る。	罰金
屋外広告物法(御 殿場市屋外広告 物条例)	御殿場市全域	御殿場市長の許可	条例で定める許可地域にお いて屋外広告物を設置す る場合には、許可が必要にな る。	罰金
屋外広告物法(裾 野市屋外広告物 条例)	裾野市全域	裾野市長の許可	条例で定める許可地域にお いて屋外広告物を設置す る場合には、許可が必要にな る。	罰金

●表2 緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可等の概要

法令・制度等名称	制度名/ 対象区域名/ 文化財種類	許可等の 所管	許可等を 要する行為等	罰則 規定
忍野村風致地区 条例(都市計画法 の規定に基づく)	風致地区	忍野村長の許可又は 協議	建築物及びその他の工作物 の新築・改築・増築又は移 転、宅地の造成・土地の形質 の変更、木竹の伐採、土石類 の採取、水面の埋立・干拓、 建築物及びその他の工作物 の色彩の変更、土石等の堆 積を行う場合には、許可又は 協議が必要となる。	罰金
都市計画法	第一種低層住居 専用地域及び市 街化調整区域	静岡市長・御殿場市 長・裾野市長・富士市 長・富士宮市長・小山 町長の許可又は協議	建築物の建築又は特定工作 物の建設を行う目的で、一定 の規模(第一種低層住居専用 地域は1,000㎡以上、市街化 調整区域内は原則全て)の開 発行為を行う場合、又は市街 化調整区域内で建築する場 合には、許可又は協議が必要 となる。	懲役又 は罰金
海岸法	海岸保全区域	静岡県知事の許可又 は協議	土石の採取、水面又は公共 海岸の土地以外の土地にお ける海岸保全施設以外の施 設の新設又は改築、土地の 掘削・盛土・切土を行う場合 には、許可又は協議が必要と なる。	罰金
富士吉田市富士 山世界遺産条例	富士山世界遺産 保全地域	富士吉田市長への届 出	建築物及びその他の工作物 の新築・改築・増築又は移 転を行う場合には、届出が必要 となる。	勧告
富士宮市富士山 景観等と再生可能 エネルギー発電設 備設置事業との調 和に関する条例	富士宮市全域	富士宮市長への届出 及び同意	太陽電池モジュールの総面 積が1,000㎡を超える発電設 備設置事業及び高さが10m を超える再生可能エネルギー 発電設備設置事業を行う場 合には、届出及び同意が必要 となる。 また、市長は、事業区域の	勧告

●表2 緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可等の概要

法令・制度等名称	制度名/ 対象区域名/ 文化財種類	許可等の 所管	許可等を 要する行為等	罰則 規定
			全部又は一部が抑制区域内に位置するときは、原則同意しない。	
山梨県世界遺産 富士山の保全に 係る景観配慮の手 続に関する条例	山梨県内の資産 及び緩衝地帯の 範囲	山梨県知事への景観 配慮書等の提出	区域ごとに定める規模を超える建築物・鉄塔・ダム・鋼索 鉄道・索道、遊戯施設・太陽 光発電施設の新設・増築、道 路・鉄道の建設・改良、飛行 場・廃棄物処理施設の設置・ 変更、公有水面等の埋立て・ 干拓、土地区画整理事業、住 宅団地・流通業務団地・墓 地・墓園・学校用地・レクリエ ーション施設用地の造成、土 石・砂利の採取を行う場合に は、景観評価(事業の実施が 景観に影響を及ぼす影響に ついて調査し、予測及び評価 を行うとともに、事業に係る景 観の保全のための措置を検 討すること)の結果を記載した 景観配慮書等の提出が必要 となる。	勸告・ 公表
御殿場市 土地利用事業指 導要綱	御殿場市全域	御殿場市長の承認(一 部事前協議も必要)	高さ 13m以上の建築物、施 行区域の面積が2,000 m ² 以上 の土地利用事業を行う場合に は、承認が必要となる。 また、20,000 m ² 以上の土地 利用事業を行う場合には、事 前協議が必要となる。	—
裾野市 土地利用事業に 関する指導要綱	裾野市全域	裾野市長の承認(一部 事前協議も必要)	高さ 21m以上又は7階建て 以上(延床面積 6,000 m ² 以上 の場合は5階建て以上)の建	—

●表2 緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可等の概要

法令・ 制度等名称	制度名/ 対象区域名/ 文化財種類	許可等の 所管	許可等を 要する行為等	罰則 規定
			<p>建築物、施行区域の面積が2,000 m²以上の土地利用事業を行う場合には、承認が必要となる。</p> <p>また、50,000 m²以上の土地利用事業を行う場合には、事前協議が必要となる。</p>	
<p>小山町 土地利用事業の 適性化に関する指 導要綱</p>	<p>小山町全域</p>	<p>小山町長の承認(一部 事前協議も必要)</p>	<p>施行区域の面積が1,000 m²以上の土地利用事業を行う場合には、承認が必要となる。</p> <p>また、10,000 m²以上土地利用事業を行う場合には、事前協議が必要となる。</p>	<p>—</p>